まちづくり環境委員会令和2年10月15日

環境清掃部 資料 10 番

所管 環境対策課

公衆喫煙所の整備予定について (六郷土手駅前)

1 喫煙所設置の理由

- (1)「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」の制定に伴い、 喫煙する人としない人が共存できるよう、公衆喫煙所を整備し、分煙 環境を整備する。
- (2) 六郷土手駅の駅周辺は商業、工業地域が混在している。 駅周辺の喫煙しない方への配慮と吸い殻のポイ捨て防止を図るため、 駅前にある京浜急行電鉄株式会社が所有する高架下の駐車場に、閉鎖 型(トレーラーハウス型)の喫煙所を設置する。

2 設置想定場所及び仕様

(1) 設置場所





(参考イメージ)

(2) 喫煙所概要

床面積 約8.9 m²

最高高さ 約3.5m

構造 軽量鉄骨造

3 今後の手続き及び設置時期

トレーラーハウス型の喫煙所は「車両を利用した工作物」に該当する ため、建築確認申請等は不要となる。今後、地域への説明を行い、令和 2年中に設置に着手する予定。